明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

# 官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

## 目次

〔告　示〕

○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**財務**一九五～二〇三）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（**同**二〇四～二〇六）　八
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（**同**二〇七～二〇九）　九
○農薬取締法第四条第一項第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定める件第一号の規定に基づき、同号の農林水産大臣が定める基準を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一五三二）　二
○自衛隊飛行場に係る告示の変更に関する件（**防衛**一八九～一九二）　三

〔公　告〕

**官庁**
建設業の許可の取消処分関係　諸事項　三

**裁判所**
破産、免責関係　三五
**特殊法人等**
令和五年度共済組合の決算（厚生労働省・日本郵政）、日本弁護士連合会公示送達・懲戒処分・裁決取消訴訟の判決確定関係　四四
**地方公共団体**
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　四四
**会社その他**
**会社決算公告**　四六